



平成 30 年 6 月 18 日
内閣府（防災担当）

平成30年大阪府北部を震源とする地震にかかる 災害救助法の適用について【第 1 報】

1. 災害の概要

平成 30 年大阪府北部を震源とする地震により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じていることから、大阪府は 12 市 1 町に災害救助法の適用を決定した。

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
【大阪府】 大阪市 （おおさかし） 豊中市 （とよなかし） 吹田市 （すいたし） 高槻市 （たかつきし） 守口市 （もりぐちし） 枚方市 （ひらかたし） 茨木市 （いばらきし） 寝屋川市 （ねやがわし） 箕面市 （みのおし） 摂津市 （せっつし） 四條畷市 （しじょうなわてし） 交野市 （かたのし） 三島郡島本町 （みしまぐんしまとちょう）	6 月 18 日	大阪府北部を震源とする地震により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。	災害救助法施行令第 1 条第 1 項第 4 号適用

2. これまでにとられた措置

- ・避難所の設置等

本件問合せ先

内閣府政策統括官（防災担当）付

参事官（被災者行政担当）付

鶴見、佐藤、篠原

TEL 03-5253-2111（内線51365）

03-3593-2849（直通）